

平成22年第2回定例会 生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【議案補充説明】

1. 議案第39号 「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案」	1
2. 議案第62号 「三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について」	3
3. 議案第63号 「三重県民の森の指定管理者の指定について」	9
4. 議案第64号 「三重県上野森林公园の指定管理者の指定について」	15

【請願説明】

5. 産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求める請願の処理経過	21
---------------------------------------	----

【所管事項説明】

6. R D F 焼却・発電事業	24
7. ごみゼロ社会実現プランの改訂中間案	27
8. 桑名市における環境汚染対策	32
9. みえ公共建築物等木材利用方針（案）	37
10. 特定鳥獣保護管理計画（案）	43
11. 審議会等の審議状況	47

平成22年12月13日
環境森林部

1. 議案第39号「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案」

1 条例の概要

大気汚染防止法が定める排出基準にかえて適用するばいじん及び有害物質に係る排出基準等、及び水質汚濁防止法が定める排水基準にかえて適用する排水水の汚染状態に係る排水基準等を定めるものです。

2 改正の主旨

大気汚染防止法施行規則の一部改正に伴い、有害物質の測定法が変更となつたことから、本条例にある有害物質の測定法について、当該規則との整合を図るものです。

※大気汚染防止法施行規則は、日本工業規格K0106（排ガス中の塩素分析方法）の改正にあわせて、所要の改正が行われた。

3 改正の内容

(1) 対象有害物質

「塩素」、「塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」

(2) 使用できる測定法

物 質	改正後実施できる測定法	従前の測定法	備 考
塩 素	o(オルト)-トリジン吸光光度法	o(オルト)-トリジン吸光光度法	変更なし
	A B T S 吸光光度法		追 加
	4-ピリジンカルボン酸 -ピラゾロン吸光光度法		追 加
	イオンクロマトグラフ法		追 加
		o(オルト)-トリジン連続分析法	廃 止
塩水 素	チオシアノ酸水銀(II)吸光光度法	チオシアノ酸水銀(II)吸光光度法	変更なし
	イオンクロマトグラフ法		追 加
	硝酸銀滴定法		追 加
	イオン電極法		追 加
	イオン電極連続分析法		追 加
フッ 素 フッ化 水素及 びフッ 化ケイ 素	ランタン-アリザリンコンプレキ ソン吸光光度法	ランタン-アリザリンコンプレキ ソン吸光光度法	変更なし
	イオン電極法		追 加

(3) 測定法（日本工業規格K0106（排ガス中の塩素分析方法））の改正理由
最新の知見、測定技術の向上、使用試薬の安全性の検証等の結果を踏まえ、規格が改正されたものです。

4 施行日

公布の日から施行

○大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表第二（第一条関係）	改正案	現行
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)
1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 この表の許容限度の欄に掲げる有害物質の量は、塩素にあつては規格K○一〇六に定める方法により測定される量として、塩化水素にあつては規格K○一〇七に定める方法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格K○一〇五に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行なう場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。	2 この表の許容限度の欄に掲げる有害物質の量は、塩素にあつては規格K○一〇六に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、塩化水素にあつては規格K○一〇七に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格K○一〇五に定める方法のうち吸光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行なう場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。	2 この表の許容限度の欄に掲げる有害物質の量は、塩素にあつては規格K○一〇六に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、塩化水素にあつては規格K○一〇七に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格K○一〇五に定める方法のうち吸光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行なう場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
3 (略)	3 (略)	3 (略)

2. 議案第 62 号「三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について」

1 指定管理者の指定

環境森林部が所管している公の施設「三重県環境学習情報センター」について、平成 23 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県環境学習情報センター条例（平成 11 年三重県条例第 36 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県環境学習情報センター
- (2) 設置場所 三重県四日市市桜町 3684-11

3 指定管理候補者の名称等

所在地 東京都目黒区下目黒一丁目 1 番 11 号 目黒東洋ビル 4 階
名 称 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役 植村 敏明

4 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 22 年 7 月 14 日から平成 22 年 8 月 31 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

- ・アクティオ株式会社
(東京都目黒区下目黒一丁目 1 番 11 号 目黒東洋ビル 4 階)
- ・エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社
(いなべ市北勢町瀬木松之下 633 番地)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 萩原 彰（三重大学教育学部教授）
委 員 高屋 充子（きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長）
委 員 土田 繁（公認会計士・税理士）
委 員 森 久恵（弁護士）
委 員 矢口 芳枝（公募により選出）

② 審査の経過

平成22年 7月 1日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）
平成22年10月22日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

③ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

④ 審査結果（評価点数（2,000点満点））

第1順位 アクティオ株式会社 （評価点1,656点）
第2順位 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社（評価点1,550点）

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
名 称 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役 植村 敏明

⑥ 選定した理由

三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点及び下記事項から総合的に判断し、アクティオ株式会社が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・環境教育を体系的、総合的に進めるという基本方針のもと、明確な理念に基づいて事業を進めようとしている。
- ・理念の具体的展開として各講座が位置づけられており、理念と講座の対応が明確である。
- ・バランスの取れた事業展開や、様々なクライアントに対応した講座の多様性は高く評価できる。
- ・提案された事業計画が詳細で具体的である。
- ・財務状況、社内体制や指定管理事業の実績から見ても、今後の安定したセンターの運営が期待できる。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・環境学習情報センター利用者数の増加
- ・民間企業の特徴を活かした環境教育講座やイベントの実施
- ・環境学習情報センター施設の効果的な利用

(2) 経費の縮減

- ・施設の維持管理など内部管理経費の合理化
 - ・スケールメリットを活かした効率的管理運営
- などにより、経費の縮減を図ります。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

三重県が掲げる持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動の推進、自然との共生の確保、資源循環型社会の構築などの施策実現に協力した運営管理を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うことを指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、すみやかに知事へ報告することを、指定管理者に求めます。

また、指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担についてあらかじめ定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービスについて、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営へ反映するよう指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担をあらかじめ定めます。

設置基準の変更など法改正等に伴う管理物件の整備や経年劣化による大規模な施設の修繕等については、県がリスクを分担するものとし、指定管理者の責めに帰するべき事由による施設の損傷等については、指定管理者がリスクを分担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出される業務計画書については、基本方針、事業計画概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者から、毎月の利用者数、利用料金の実績やイベント等の実施状況、アンケート結果などについて報告を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者から毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、管理業務に関する経費の収支状況等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

業務報告書や事業報告書の確認と評価を行うため、必要に応じて立ち入り検査ができるものとします。その結果、サービスや施設の維持管理が基準を満たしていない場合には、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成22年12月 指定管理者の指定

平成23年 3月 協定書の締結

平成23年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)			
			アクティオ株式会社	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社				
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。	理念が利用の平等性の観点から適切か 設置目的と申請者の基本方針が合致しているか 事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとられているか 企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境管理への対応は適切か	200点	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習・環境情報の拠点施設とし、参加・体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施すること。 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりなどの施策を十分理解し、県に協力し施策実現に寄与すること。 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。 	166点	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる活動主体が平等に利用・参加できる環境学習・環境学習の拠点とする。 ユニバーサルデザイン等にも配慮するなどして利用者の公平、公正な利用を促進する。 南北に長い県内の地形や立地条件から参加機会の平等な確保は困難なため、できるだけこれを補う事業運営を工夫し、県民の公平な利用を確保できる計画のもと実施する。 できるだけ各地域に体験型環境学習事業フィールドを確保し、公平な利用を促進する。 関係法令の遵守（コンプライアンス）は絶対の条件として取り組む。 	アクティオ株式会社 ・県南部の地域や障がい者といったセンターのサービスをやや受けにくい人々に対する配慮が少ない。 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 ・センター利用者の現状を分析し、県南部の人々の利用率を高めようとしている。		
2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか 展示機器等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか 緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか 研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか 職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	350点	<ul style="list-style-type: none"> 環境体験設備、環境学習コーナーなどの展示施設、貸与備品などを管理すること。 災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること。 危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をする。 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。 緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに基づいて速やかに適切な措置を行うとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。 三重県保健環境研究所が実施する緊急事態対応研修等に参加すること。 業務が適切に行えるようチェック体制を確立させること。 	280点	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者との連携を取りながら、職員も簡易なチェックや目視点検ができるようにし、館内巡回等にて危険箇所を発見し、利用者の危険を回避する。 環境教材やパネル等の貸出時、返却時にはきちんと機能するか、破損がないかをチェックし、品質保持に努める。 緊急事態発生時には、機器管理責任者（センター長）を中心とした安全管理体制を構築し、緊急事態の対応にあたる。 利用者の事故やケガ、感染症等に対しては、危機管理マニュアルに基づき、関係官署や救急病院へ通報する。すべてのスタッフが AED を使用できるよう研修を徹底する。 災害発生時には、県担当者、保健環境研究所担当者との連携体制を整え、緊急時対応にあたる。 各種訓練を実施し、必要に応じて公的機関による研修を受講する。 	260点		
3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。	提案された事業は実現可能であるか 「気づき」の機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか 「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか 環境学習指導者等の養成に関し、具体的な方策が提案されているか 環境学習指導者等の活動の支援に関し、具体的な方策が提案されているか 様々な主体と連携した環境保全活動の実施に関し、具体的な方策が提案されているか 利用者を増やす具体的な方策が提案されているか 利用料金の設定は適切な提案がされているか 施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上につながる具体的な提案がされているか 施設の稼働率等を高めるための具体的な提案がなされているか サービス向上につながるような独自の提案がなされているか 利用者の声の把握及び反映等のサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか 利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか	800点	<ul style="list-style-type: none"> 「気づき」の機会を提供すること <ul style="list-style-type: none"> 展示コーナーの活用 環境啓発資材等貸出 環境情報資料の管理 環境情報の発信・提供 情報誌「環境学習みえ」の編集・発行 「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会を提供すること <ul style="list-style-type: none"> 社会見学の受け入れと体験教室の開催、一般見学者の案内 出前講座 環境講座 子どもエコクラブ支援事業 環境学習指導者等の養成と活動支援 イベントの開催 様々な主体と連携した環境保全活動の実施 センター条例第15条第1項に基づき施設の利用に関する必要な規定を定めるとともに、利用許可及び利用料の收受にかかる業務を行うこと。 アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告すること。 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境教育参加者数(人) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 25,500 26,000 26,500 27,000 27,500 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数(人) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 7,400 7,800 8,200 8,600 9,000 指導者養成を目的とした講座受講者数(人) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 1,100 1,200 1,300 1,400 1,500 講座参加者の満足度(%) 通年 90 	673点	<ul style="list-style-type: none"> 「気づき」の機会の提供として、施設の機器の維持管理や環境啓発資材等の貸出、蔵書閲覧の提供、情報誌やメールマガジンの発行、ホームページの運営などの情報発信を行う。また、環境講座を出前する。 一般向け環境講座（買い物ゲーム、エコソングなど）、センター展示、Mieこどもエコフェア、イベント出展、こども環境講座、夏休みこども環境講座（マイ箸作り、エコクリッキングなど）を実施する。 「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供として、ファーストステップ講座（ヒスマイトンボ観察会、チョウと植物等）を実施する。 こどもエコクラブについては、学校やイベントなどで会員登録の呼びかけを行っていく。 環境学習指導者養成について、指導者の登録制度や講座アドバイザー制度を実施する。インタークリー養成講座、水生生物調査リーダー養成講座等を実施する。 環境学習指導者サポート制度を実施する。 市町の環境フェアなどへの出展や、他機関からのイベントへの協力要請に対応する。また、市町の環境学習センターや他の機関とも連携し、イベントを企画・実施する。 三重県環境学習情報センタ一条例に基づき利用料を徴収する。公的機関が利用する場合、その他公益性が認められる目的で利用する場合は全額免除とする。 県が示す目標を達成する。また、こどもエコクラブ登録数を独自目標とする。 基本方針どおり管理運営ができたか等の自己評価を行う。 利用者を増加させるために、新規利用者の獲得をめざして積極的な広報活動、オリジナルキャラクターの作成、リーフレット、情報誌、メールマガジンの配信などを実施する。 来館者サービスのために、展示ホールのリニューアルに伴う施設全体の価値の見直しを図る。 アンケート調査、自由ノートの設置、ホットボイス（本音の情報）により利用者の意見を収集し、解析し対応を検討する。 	601点	<ul style="list-style-type: none"> 提供展示コーナーを一般来館者や小中学校等の社会見学に応えられるよう維持管理する。また、企業等の企画展示や内部人材を派遣して環境講座等とセットにする。 ビデオ、啓発パネル、環境教育教材などを充実して無料で貸し出す。 パンフレット、イベント等のチラシの作成配布、ホームページの開設、環境情報誌の発行を行う。 社会見学の受け入れでは、平等に多くの小中高等学校等が来館できるように、市町の教育委員会や学校に積極的にアプローチする。 出前講座のため行政、教員、企業、団体等の現職を講師派遣できる体制を充実する。また、市町等の協力を得て環境学習フィールドをできるだけ各地で充実させる。 こどもエコクラブは市町や学校等に理解を求めて広く会員募集する。 環境学習指導者の養成は、「環境学習の基礎を学ぶ講座」、「環境保全や自然などで専門性や時代のニーズに特化した講座」、「環境学習指導者実践講座」の3段階を設定する。 環境学習指導者等の活動支援として、実践活動に向けたプログラム作りの支援や環境保全活動を行うNPO・ボランティア組織への支援を行う。 市町の環境イベント等への出展や他機関からのイベントへの協力要請にできるだけ対応し、協同出展も行う。 料金はセンター条例上限金額どおりとし、センター設置目的に沿った利用は全額免除とする。 県の成果目標に独自の目標と追加して常に継続的な改善を取り組む。 来館者サービスの向上として、来館者を歓迎する雰囲気づくりを行う。また、今後行われる講座やイベントを紹介し、環境取り組みへの参加を促す。 利用者の意見・要望の把握については、学校や、団体とは直接意見交換を行う。来場者、講座参加者等を対象としたアンケートを実施し、結果を公表する。独自に学識経験者等による環境学習推進評議委員会（仮称）を置いて、自主的な改善に取り組む。 	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 ・イベント中心ではなく、「環境そのもの」に取り組もうとする姿勢は評価できる。 ・企業分野の環境教育を充実させようとしている。 ・提案に具体性が乏しく、センターの中核事業である講座をどう設定していくのかという具体的な姿が明らかにされていない。

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)	
			アクティオ株式会社	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社		
4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。						
収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	指定管理料の上限 177,520千円 平成23年度 35,313千円 平成24年度 35,409千円 平成25年度 35,504千円 平成26年度 35,599千円 平成27年度 35,695千円	250点	指定管理料の上限 177,520千円 平成23年度 35,313千円 平成24年度 35,409千円 平成25年度 35,504千円 平成26年度 35,599千円 平成27年度 35,695千円 ・全国で公共施設の指定管理を行っているスケールメリットや培ってきたノウハウによる、より合理的で効率の良い購買管理手法の取り入れと実践により、徹底したコスト管理を行う。	195点	指定管理料の上限 177,520千円 平成23年度 35,313千円 平成24年度 35,409千円 平成25年度 35,504千円 平成26年度 35,599千円 平成27年度 35,695千円 ・センターの開館日時の長いことが県民サービスや施設の効果的利用となっているか、情報誌の最適な発行部数・回数の提案などを行いたい。	197点
提案された事業が十分実施できる計画となっているか						
県費負担軽減につながっているか						
実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか						
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。						
施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか(基準点4点)						
事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか(基準点4点)						
組織体制や責任体制は適切な提案がなされているか						
提案事業内容が実施できる体制となっているか(基準点2点)						
職員の人材育成につながる方針となっているか						
業務に必要な研修があるか						
総合審査結果	2000点		1,656点		1,550点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階 アクティオ株式会社 代表取締役 植村 敏明
選定委員会の講評	・環境教育を体系的、総合的に進めるという基本方針のもと、明確な理念に基づいて事業を進めようとしている。 ・理念の具体的展開として各講座が位置づけられており、理念と講座の対応が明確である。 ・バランスの取れた事業展開や、様々なクライアントに対応した講座の多様性は高く評価できる。 ・現在の指定管理者として取り組んできた実績を踏まえ、提案された事業計画が詳細で具体的である。 ・財務状況、これまでの講座参加者、満足度、情報誌、他主体との連携等といった実績から見ても、今後の安定したセンターの運営が期待できる。 ・イベントや子ども向けの講座が中心的で、体系的な環境教育の推進や指導者養成講座の修了生への研修が少ない。 ・県南部の地域や障がい者といったセンターのサービスをやや受けにくい人々に対する配慮が少ない。

3. 議案第 63 号「三重県民の森の指定管理者の指定について」

1 指定管理者の指定

環境森林部が所管している公の施設「三重県民の森」について、平成 23 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県民の森条例第 6 条第 2 項の規定に基づき指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県民の森
- (2) 設置場所 三重県菰野町大字千草字西貝石 7181-3

3 指定管理候補者の名称等

所在地	三重県三重郡菰野町菰野 4811-2
名 称	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
代表者	理事長 森 豊

4 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 22 年 7 月 28 日から平成 22 年 9 月 10 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

- ・三重県森林組合連合会（三重県津市桜橋 1 丁目 104）
- ・特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
(三重県三重郡菰野町菰野 4811-2)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定経過の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 河邊 肇寿 (公認会計士)
委 員 赤木 邦男 (弁護士)
委 員 伊井野 雄二 (公募委員)
委 員 大西 かおり (大杉谷自然学校)
委 員 谷ノ上 千賀子 (株百五経済研究所)
委 員 服部 紀子 (グリーンボランティア「森林づくり三重」)
委 員 山崎 忠久 (三重大学名誉教授)

② 審査の経過

平成22年 7月13日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）
平成22年10月13日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

③ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

④ 審査結果（評価点数（2,500点満点））

第1順位 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
(評価点 1,913点)
第2順位 三重県森林組合連合会
(評価点 1,735点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県三重郡菰野町菰野4811-2
名 称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター^{センタ}
代表者 理事長 森 豊

⑥ 選定した理由

三重県民の森指定管理者選定委員会での審査結果である評価点及び下記事項から総合的に判断し、特定非営利活動法人三重県自然環境保全センターが指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・ 管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されており評価できる。
- ・ 過去2年間において目標利用者数に達していないことを十分に認識し、新たな発想から自社または他団体との連携を含めた対応策を具体的に考えていることから、施設利用者数の増加または満足度の向上が期待できる。

- ・森林環境教育の場としての三重県民の森の十分な機能発揮を期待できる。
- ・長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理を期待できる。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・施設利用者数の増加、満足度の向上
- ・ニーズに即したイベントなどのサービス提供

(2) 経費の縮減

- ・植物管理等におけるNPOとの連携強化
 - ・NPOの特性を活かした管理経費の効率化
 - ・自主事業の運営方法の工夫
- などにより、経費の縮減を図ります。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

三重県が掲げる持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の促進、資源循環型社会の構築などの施策実現に協力した管理運営を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うことを指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、すみやかに知事へ報告することを、指定管理者に求めます。

また、指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担についてあらかじめ定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービスについて、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営へ反映するよう指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担をあらかじめ定めます。

設置基準の変更など法改正等に伴う管理物件の整備や経年劣化による大規模な施設の修繕等については、県がリスクを分担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等については、指定管理者がリスクを分担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出される業務計画書については、基本方針、事業計画概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者から毎月の利用者数やイベント実施状況、アンケート結果などについて報告を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者から毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、管理業務に関する経費の収支状況等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

業務報告書や事業報告書の確認と評価を行うため、必要に応じて立ち入り検査ができるものとします。その結果、サービスや施設の維持管理が基準を満たしていない場合には、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成22年12月 指定管理者の指定

平成23年 1月 協定書の締結

平成23年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)		
			特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	三重県森林組合連合会			
1 県民の平等な利用の確保	・持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の促進、資源循環型社会の構築などの施策を十分理解し、施策目標の達成に協力すること。	250	<p>基本方針として次の3点をあげる。 ①県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供する。 ②自然体験型イベント等の開催により、森林環境学習の機会を提供する。 ③県民や利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度向上に努める。</p> <p>・成果目標を達成するため毎月25日に自己評価を行う。 ・各法令遵守の下活動する。 •NPOは行政とともに公益を担っていく存在といえ「新しい時代の公」そのもの。 •グリーン購入等環境負荷軽減に努める。</p>	186	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度からの指定管理者としての実績と専門的知識、蓄積した知識や情報、ボランティアや各種団体との連携の活用。 ・HPによるリアルタイムな情報発信、アンケート等によるニーズ把握に努め、効果的効率的な管理運営を行うとともに満足度向上を図る。 ・法令を遵守し、公平性・中立性・透明性を確保した管理運営を行う。 ・AED訓練、消火・非難訓練の実施。ユニバーサルデザインを念頭とした公園づくりを推進する。 ・アンケート等で意見を把握し、計画→実行→評価→改善にマネジメントを繰り返し、絶えず自己評価を行う。 ・倫理規定や行動指針として、違法伐採対策に関する自主的行動規範、個人情報保護方針、個人情報保護規定、コンプライアンスマニュアルなどを備えている。 	172	<ul style="list-style-type: none"> ・両者について、管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されており評価できる。
管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか							
指定管理者としての意欲や熱意、責任を感じられるか							
社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか							
施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか							
企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令順守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か							
2 三重県民の森の適切な維持管理	・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。 ・管理方針にそって管理運営を行うこと。 (・利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る。 •利用促進を図る •常に良好な状態に保つ •利用者の安全を常に確保する。) ・緊急時の対応 (・危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成 •緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備 •緊急事態等の発生のときには危機管理体制マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること) •個人情報の保護について、三重県個人情報保護条例の遵守 •情報公開について三重県情報公開条例の遵守 •仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。	625	<ul style="list-style-type: none"> ・植物管理については専門家集団であるNPOと連携し進める。 •植物・生息調査を行い、結果を踏まえた、各エリアの目標を定め、管理し、多様性の確保を目指す。 •毎日2回巡回を行い、来訪者への情報発信を行う。 •三重県個人情報保護条例の規定や個人情報取り扱いマニュアルを策定する。 •伐採した木材等は施設整備や林産物生産、木工作研修材料等として循環利用する。 •アスレチックについては安全第一を考えた見通しのよい森林管理とする。 	427	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで培った接遇能力、施設修繕、植物維持管理技術のスキルアップを図り、仕様書の維持管理水準以上を満たす管理を計画的に行う。 ・清掃管理業務等の外部委託については、過去の実績等を勘案して複数業者から選定する。 ・利用者の安全第一に迅速に対応する。 •間伐材等を階段工等の国内整備、木工作材料として活用する。 •チェンソー・オイルは引き続き環境にやさしい植物性油脂を使用する。 •節電節水、機械器具のメンテナンスにより環境負荷軽減に努める。 •林相・林相に応じ多種多様な動植物や土壤生物が生育しているため、これらに配慮した管理を行う。 •常にモニタリングを行いつつその結果に応じた対応を行う。 •行事を通じた森林の多様性、仕組みに触れ、育てる作業体験を通じた森林と人とのかかわりを知る機会を提供する。 •アスレチックについては、日常点検を行い、月1回の定期点検、年1回の専門業者による点検を実施する。 •培ってきた公園特性の知見を生かし、ハチ等の発生時には、巡回を強化し、進入禁止や声かけ、掲示などを行い情報伝達を速やかに行う。 •維持管理施設における事故等対応マニュアル等に基づき的確に対応を図り、同時に関係機関に連絡報告する。 •三重県個人情報保護条例の規定等に基づき、個人情報の保護に万全を期す。 •三重県情報公開条例の規定を遵守した情報公開を行う。研修等の受講。 	470	<ul style="list-style-type: none"> ・両者について、長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理を期待できる。 ・三重県森林組合連合会については、過去の実績もあり確実な管理運営を期待できる。
管理基準を満たし、現在の維持管理レベルを保つものであるか							
施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提交されているか							
長期的な視点に基づいた管理方法であるか							
生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか							
利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか							
危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか							
緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか							
緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか							
個人情報保護を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか							
情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか							
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	・問い合わせ等があった場合には、丁寧な対応と適切な案内を行なうこと。 •自然体験型イベントの年24回（原則月2回）を実施すること •三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。 •ホームページによる情報提供などを行い、利用促進に努めること。 (原則週1回情報発信すること。) •事業報告、業務報告を仕様書に従い行なうこと。 •「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか •自然環境について十分な知識を有しているか •三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか •利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか •三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか •施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか •「新しい時代の公」の理念に基づき、地域住民等が参加できる管理が提案されているか •利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか •施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	1125	<p>「県民の森に行けば、いつでも何か体験できる」「新しい発見がある」として利用者数の増加・満足度向上につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「定例自然観察会」毎週土日祝日 1時間の園内ガイドツアー ・「自然工作教室」毎週日曜日 生き物をかどったり、自然材料をつかって行なう工作教室。 ・「手作り実験教室」隔月1回程度 実験や体験を通じた自然のめぐみや生活を考える（草木染、牛乳パック紙すき等） ・「生き物になってみよう」隔月1回程度 体験型観察会 ・「夜鳴く虫観察会」8月最終土曜日 ・「初心者向けバードウォッチング」冬季（1～2月） ・「自然観察オリエンテーリング」 自主事業として「森林学校」の実施。 ・森林施設基礎講座 ・入門編森林活動体験講座 ・実践間伐講座 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数 毎年度 12万人 ・満足度 施設利用者の満足度 80 % 自然体験型イベント参加者満足度 92 % 	922	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察指導員三重連絡会や日本野鳥の会三重県支部等との協力・連携により四季折々の自然体験型イベントを開催する。年24回以上。来訪者の要望に応じた「リクエスト」による自然観察にかかる依頼にも対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ①新緑・紅葉時などの四季折々の自然観察会 ②きのこ観察会 ③昆虫、水辺の生き物観察会 ④どんぐりや木の葉、枝を活用した工作教室 ⑤野鳥観察、森林ウォーク ⑥花壇づくり ⑦間伐体験 ・自然学習展示館について森林組合系統と連携し、間伐材を利用した木製品等の展示。森林林業情報コーナーにより森林と人とが共存する循環型社会の構築を啓発する。写真等の掲示によるミニギャラリー開催。 ・魅力あるイベント開催のために他団体とのコラボレーションを一層図る。 ・観光協会・温泉協会等周辺施設との連携による一的な取組みを図る。 ・新聞社等への情報提供による知名度アップ。 ・他地域でのイベントに参画し情報発信を行う。 ・地元企業による園内清掃活動、菰野町縁の少年隊による園内花壇作り等引き続き住民参画運営を行う。 ・独自提案として、「森林林業情報コーナー」の設置、「チェンソー・刈払機」点検会、「森林林業相談会」の開催。 	725	<ul style="list-style-type: none"> ・保全センターについては、過去2年間において目標利用者数に達していないことを十分に認識し、新たな発想から自社または他団体との連携を含めた対応策を具体的に考えていることから、施設利用者数の増加または満足度の向上が期待できる。森林環境教育の場としての三重県民の森の十分な機能発揮を期待できる。 ・三重県森林組合連合会については、目標利用者数に達していないことへの対応策について評価が低かった。
年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか							
独創的な内容のイベントが提案されているか							
自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか							
「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか							
自然環境について十分な知識を有しているか							
三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか							
利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか							
三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか							
施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか							
「新しい時代の公」の理念に基づき、地域住民等が参加できる管理が提案されているか							
利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか							
施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか							

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容			特記事項(審査コメント等)	
			特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	三重県森林組合連合会			
4 管理に係る経費の効率性	指定管理料の上限 総額 115,650 千円	250	<ul style="list-style-type: none"> ・植物管理について。NPOと連携し、管理水平をみたしつつも支出を抑える。 ・NPOのネットワークやフットワークの軽さを活用し、各分野のスペシャリストと連携し、経費の効率化を目指す。 ・「森林学校」自主事業として、管理業務を一部講座にとりこみ、管理区域を減らす。 	207	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の経費実績を参考に積算 ・専門的な知識を活用し、効率的な管理運営に努める。 ・しっかりと事業計画を立てることにより成果目標を掲げ、コスト削減に努める。 	178	
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	平成23年度 23,130千円 平成24年度 23,130千円 平成25年度 23,130千円 平成26年度 23,130千円 平成27年度 23,130千円						
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか							
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか							
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	・管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。 ・開所時間内は、県民の森利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。 ・施設管理に必要な資格を有する者（防火管理者等）を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。	250	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員として4名配置（企画運営担当職員2名、植物管理担当職員2名）。法人職員を非常勤にて配置。 ・他NPOと連携し、チエンゾー等の取り扱い研修を行う。 ・2ヶ月に1度、森林管理等の専門家を招いて勉強会を行う。 ・NPO法人を対象した銀行による融資を活用し、財政的基盤を安定化させる。 	171	<ul style="list-style-type: none"> ・現職員のスキルを重要視し、引き続き現体制を維持。 ・常勤2名を原則とし、総勢4名で運営する。管理部門として、三重県森林組合連合会の職員2名を従事させる。 ・責任者を1名配置する。 ・副責任者を3名配置する。 ・総括管理・総合調整を行う人材を連合会に配置（三重県森林組合連合会職員2名） ・労働安全衛生研修、災害対応訓練、救命講習、AED研修、事故防止研修、人権問題研修、個人情報保護研修を受講する。 ・森林組合法に則り森林組合連合会の運営を行っており、緊急かつ非常事態が発生しても財政的に持続的・安定的に運営できる体制にある。 	190	・三重県森林組合連合会については、過去の実績もあり確実な管理運営を期待できる。
組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか							
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか							
人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか							
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか							
総合審査結果	2500			1913		1735	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県三重郡菰野町菰野4811-2 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター 理事長 森 豊
選定委員会の講評	三重県民の森指定管理者選定委員会での審査結果である評価点及び下記事項から総合的に判断し、特定非営利活動法人三重県自然環境保全センターが指定管理候補者に適していると認められるため。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されており評価できる。 ・過去2年間において目標利用者数に達していないことを十分に認識し、新たな発想から自社または他団体との連携を含めた対応策を具体的に考えていることから、施設利用者数の増加または満足度の向上が期待できる。 ・森林環境教育の場としての三重県民の森の十分な機能発揮を期待できる。 ・長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理を期待できる。

4. 議案第 64 号「三重県上野森林公园の指定管理者の指定について」

1 指定管理者の指定

環境森林部が所管している公の施設「三重県上野森林公园」について、平成 23 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県上野森林公园条例第 6 条第 2 項の規定に基づき指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県上野森林公园
- (2) 設置場所 三重県伊賀市下友生松ヶ谷 1 番地

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県伊賀市ゆめが丘七丁目 7 番地の 1
名 称 伊賀森林組合
代表者 代表理事組合長 吉岡 亮二

4 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 22 年 7 月 28 日から平成 22 年 9 月 10 日まで行った結果、次の 1 団体から応募申請がありました。
・伊賀森林組合（三重県ゆめが丘七丁目 7 番地の 1）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定経過の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 河邊 毅寿 (公認会計士)
委 員 赤木 邦男 (弁護士)
委 員 伊井野 雄二 (公募委員)
委 員 大西 かおり (大杉谷自然学校)
委 員 谷ノ上 千賀子 (㈱百五経済研究所)
委 員 服部 紀子 (グリーンボランティア「森林づくり三重」)
委 員 山崎 忠久 (三重大学名誉教授)

② 審査の経過

平成22年 7月13日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）
平成22年10月13日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

③ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

④ 審査結果（評価点数（2,500点満点））

伊賀森林組合 (評価点1,455点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県伊賀市ゆめが丘七丁目7番地の1
名 称 伊賀森林組合
代表者 代表理事組合長 吉岡 亮二

⑥ 選定した理由

三重県上野森林公园指定管理者選定委員会での審査結果である評価点及び下記事項から総合的に判断し、伊賀森林組合が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・ 指定管理者として管理を適切に行って実績がある。
- ・ 森林管理についての専門的な知識や技術を有すること、現地管理責任者を専属配置し、危機管理や責任体制が適切に計画されるなど、管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されていることが評価できる。
- ・ 実績において施設利用者数を増加させており、森林教育の場としての十分な機能発揮が期待できる。
- ・ 長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理が期待できる。

- ・今後はさらに創意工夫を行い、より一層の森林公园の魅力発信を期待する。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・施設利用者数の増加、満足度の向上
- ・ニーズに即したイベントなどのサービス提供

(2) 経費の縮減

- ・外部業者への複数年契約の導入
 - ・植物管理等におけるボランティアとの協働
 - ・電子媒体の活用
- などにより、経費の縮減を図ります。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

三重県が掲げる持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の促進、資源循環型社会の構築などの施策実現に協力した管理運営を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うことを指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、すみやかに知事へ報告することを、指定管理者に求めます。

また、指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任

の所在、費用負担についてあらかじめ定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービスについて、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営へ反映するよう指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担をあらかじめ定めます。

設置基準の変更など法改正等に伴う管理物件の整備や経年劣化による大規模な施設の修繕等については、県がリスクを分担するものとし、指定者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等については、指定管理者がリスクを分担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出される業務計画書については、基本方針、事業計画概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者から毎月の利用者数やイベント実施状況、アンケート結果などについて報告を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者から毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、管理業務に関する経費の収支状況等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

業務報告書や事業報告書の確認と評価を行うため、必要に応じて立ち入り検査ができるものとします。その結果、サービスや施設の維持管理が基準を満たしていない場合には、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成22年12月 指定管理者の指定

平成23年 1月 協定書の締結

平成23年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			伊賀森林組合		
1 県民の平等な利用の確保	<p>・持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の促進、資源循環型社会の構築などの施策を十分理解し、施策目標の達成に協力すること。</p> <p>管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>指定管理者としての意欲や熱意、責任を感じられるか</p> <p>社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか</p> <p>施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか</p> <p>企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令順守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か</p>	250	<p>・県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的とし、以下の基本方針により管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供 ・森林環境学習の機会の提供 ・県民や利用者の意見を管理運営に反映 ・森林の持つ公益的機能の提供と、県民への円滑な発信 ・安全であり、あらゆる危機に即時に対応可能な体制 ・安定的な経営の実現 ・月ごと計画の進捗状況（目標と実施結果の差異を含む）について確認し、自己評価を行う。 ・策定済みの個人情報保護規定とコンプライアンスマニュアルを策定して常に細心の注意を払う。 	144	
2 三重県上野森林公园の適切な維持管理	<p>・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。</p> <p>・管理方針にそって管理運営を行うこと。 （・利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る。 ・利用促進を図る ・常に良好な状態に保つ ・利用者の安全を常に確保する。）</p> <p>・緊急時の対応 （・危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成 ・緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備 ・緊急事態等の発生のときには危機管理マニュアルに従つて速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること）</p> <p>・個人情報の保護について、三重県個人情報保護条例の遵守</p> <p>・情報公開について三重県情報公開条例の遵守</p> <p>・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。</p> <p>・利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか</p> <p>・危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p> <p>・緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>・緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか</p> <p>・個人情報保護を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>・情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p>	625	<p>・森林公園の現在の上野森林公园嘱託員を原則とし継続雇用し、現在の管理水準を維持する。</p> <p>・組合参与兼管理事務所長を常駐の管理責任者として森林公园に専属配置し、組合職員（総務課長以下2名）を森林公园の担当者（管理責任者の補佐役）として配置</p> <p>・地域利害関係者とのコミュニケーションに注力する。</p> <p>・公園利用者アンケート等を通じPDCA管理を徹底。</p> <p>・「楽しさ」「やりがい」「社会貢献」というキーワードを重視するマネジメントと「見せ方」に心がけた運営実施。</p> <p>・外部委託業務の見直し、経費節減。 【委託業務の基本的な方向性】</p> <p>・即時に対応を可能とする管理の実現</p> <p>・生物多様性の効果的保全活動</p> <p>・インセンティブマネジメントと費用対効果の高い管理業務の推進</p> <p>・利用者のユーザビリティ向上と関西方面の利用客の増加を視野に入れたニーズ把握を含めた戦略的経営</p> <p>【種・生態系の多様性を維持するための配慮のポイント】</p> <p>・生物多様性の保全を添える経営と管理（組合の専門知識をいかす）</p> <p>・エリアごとに戦略を分けた管理</p> <p>・生物・生態系に配慮した（希少種等）薬剤使用の制限</p> <p>・生物に関する知的水準の向上と専門知識をもとにした管理</p> <p>・定期的なモニタリングを実施し、生息状況を把握しつつ、脅威となる外來生物等の排除管理を行う。</p> <p>【その他】</p> <p>・防犯講習、救急救命講習の受講</p> <p>・巡回点検に基づく注意看板による啓発</p> <p>・訓練を通じた緊急体制を整える。</p>	405	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として管理を適切に行っている実績がある。 ・森林管理についての専門的な知識や技術を有すること、現地管理責任者を配置し、危機管理や責任体制が適切に計画されるなど、管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されていることが評価できる。 ・長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理が期待できる。
3 三重県上野森林公园の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	<p>・問い合わせ等があった場合には、丁寧な応対と適切な案内を行うこと。</p> <p>・自然体験型イベントの年24回（原則月2回）を実施すること。</p> <p>・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。</p> <p>・ホームページによる情報提供などを行い、利用促進に努めること。（原則週1回情報発信すること。）</p> <p>・事業報告、業務報告を仕様書に従い行うこと。</p> <p>【成果目標】</p> <p>・施設利用者数 毎年度 7.3万人</p> <p>・満足度 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者満足度 92%</p> <p>・自然環境について十分な知識を有しているか</p> <p>・三重県上野森林公园の利用者数を増加させる方策が提案されているか</p> <p>・利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか</p> <p>・三重県上野森林公园で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか</p> <p>・施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか</p> <p>・「新しい時代の公」の理念に基づき、地域住民等が参加できる管理が提案されているか</p> <p>・利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>・施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>	1125	<p>森林公園における森林環境教育は、三重県の森林づくり条例の基本理念に基づき、以下の基本方針で遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回を基本としつつも、利用者集中時（夏休み等）に重点的にイベントを開催 ・こども森林クラブのような会員募集を行い、シリーズ化したイベントの開催を通じ、子供たちの環境への関心を高める。 ・森のまなびやのリニューアル、2年間の指定管理実績の中で培った公園利用者ネットワークの協力を得て、一層充実させる。 ・俳句や川柳といった大人向け自然触れ合い教室を開催し、子供から大人まで利用する研修室として利用率を高める。 ・土日は親子連れをターゲットに集客をめざし、園内チップ道の近隣中学・高校運動部のランニングコースとして整備し、平日の利用増対策とする。 ・HPのきめ細かい更新により既存利用者との関係を維持する。 ・県等の大きなイベントに参加し、新規利用者への認知度を高める。 ・専門知識を有する職員等によるイベントの内容拡充を図る。（昆虫、鳥類、植物、水生生物観察等） ・開花状況やイベント情報等の新聞やケーブルテレビ等を利用した提供 ・森林の役割についての理解促進と、県産木材利用促進行事の実施 ・森林公园を愛着を持つリピーターの拡大 ・利用者アンケートの実施と経営への活用 ・挨拶を励行し、一人ひとりがもてなしの心を持って利用者と接するよう心がける。 <p>【三重の森林づくり条例の基本理念に沿った森林環境教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林が有する公益的機能についての理解を促進 ・特に生物多様性の保全に関しては、実体験を中心とした学習機会を提供 ・森林と人々の生活の相互関係及びそれに関する歴史や文化についての県民の理解促進 ・県民の森づくり参画機会を提供 ・県産木材の住宅等への活用について、普及啓発活動を推進 ・平成23年の「国際森林年」における普及活動を推進する。 ・ニーズに合わせた公園整備と利用者との関係維持、新規利用者の発掘、新聞等メディアの積極的活用などの実施 	585	<ul style="list-style-type: none"> ・実績において施設利用者数を増加させており、森林教育の場としての十分な機能発揮が期待できる。 ・今後はさらに創意工夫を行い、より一層の森林公园の魅力発信を期待する。

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			伊賀森林組合		
4 管理に係る経費の効率性	指定管理料の上限 総額 131,550千円	250	従来の経費節減を踏まえ、次のことを主軸に効果を計る。 ・外部専門業者への複数年契約 ・植物管理、清掃業務に関するボランティアとの協働 ・行事参加者、モリメイトへの案内通知等の電子媒体利用	164	
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	平成23年度 26,310千円 平成24年度 26,310千円 平成25年度 26,310千円 平成26年度 26,310千円 平成27年度 26,310千円				
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか					
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか					
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。 ・開所時間内は、上野森林公園利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。 ・施設管理に必要な資格を有する者（防火管理者等）を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。 	250	<p>地域内雇用の維持の観点から、基本的に現在の職員を継続雇用する。また、現地管理責任者1名と、副管理者としての職員派遣を検討し、効率的な人員配置を実現する。</p> <p>税制的基盤や森林整備実績、経理処理体制を背景に、森林公园の管理運営能力を十分に有する。</p> <p>AED救急救命講習は全員受講する。</p> <p>職員研修は月2回実施する全員ミーティングを利用して行う。</p>	157	
組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか					
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか					
人材育成方針、研修体制が効率的かつ適切なものとなっているか					
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか					
総合審査結果		2500		1455	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県伊賀市ゆめが丘七丁目7番地の1 伊賀森林組合 代表理事組合長 吉岡 亮二
選定委員会の講評	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として管理を適切に行っている実績がある。 ・森林管理についての専門的な知識や技術を有すること、現地管理責任者を配置し、危機管理や責任体制が適切に計画されるなど、管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されていることが評価できる。 ・実績において施設利用者数を増加させており、森林教育の場としての十分な機能発揮が期待できる。 ・長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理が期待できる。 ・今後はさらに創意工夫を行い、より一層の森林公园の魅力発信を期待する。

5. 産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求める請願の 処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成22年第2回定例会	請願第73号	<p>産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求めることについて</p> <p>〈要旨〉 伊賀市長田地区内の産業廃棄物処理業を営む業者に対して、住民側が申し立てた公害調停は、平成17年7月から5年という歳月を要した結果、産業廃棄物を搬入するかどうかで、住民側と業者側の合意が得られず、残念ながら不成立に終わりました。 伊賀市自治会連合会は、この住民側の判断を理解し、現在及び将来に亘る地域住民及び木津川流域住民の生活環境の保全、安心・安全な地域の確立のために、本年10月19日で有効期間が満了となる当該業者の産業廃棄物処理業の許可の更新について、慎重な対応をしていただくよう請願いたします。</p> <p>〈理由〉</p> <p>1. 当該事業者が過去に搬入した廃棄物が適正な廃棄物ではないこと</p> <p>平成18年3月に県の指導の下、業者が行った既存処分場のボーリング調査では、かねてより地域住民が指摘し危惧していたとおり、取り出したコアに、埋めてはならない品目の木屑（廃材）が含まれており、また検出されるはずのないPCBが検出されました。平成18年には処分場増設に対し三重県から不許可の判断が下されており、その理由として木屑等の不適正な埋立があることが指摘されています。</p>	<p>請願に記載された産業廃棄物処理業の許可の更新に関する対応状況は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 許可申請（更新）に対する審査結果 平成22年8月17日付けで申請のあった、産業廃棄物処分業の許可申請につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき審査を行ったところ、法第14条第10項第1号に基づく許可の基準に適合しなかったことから、平成22年11月8日付けて不許可処分としました。 不許可処分の理由 申請者から提出のあった収支計画書や資金計画等によると、埋立処分終了時点において収支相償しないため、埋立処分や維持管理を適正に行い得るほどの資金的な裏づけを有するとは言えず、産業廃棄物処分業の許可基準のひとつである「産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経済的基礎を有すること」に適合しないと判断しました。 今後の対応 今回の不許可処分により、処分業に伴う廃棄物の新たな搬入は行われないことになりますが、県としては今後とも、水質モニタリングを継続し、周辺環境への影響の有無について確認していきます。

		<p>2. 当該事業者が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するものとは認められないこと</p> <p>当該業者は、平成18年度以降の操業をしていません。現地の事務所は閉鎖されたまま誰も出入りしていない状態であり、責任者は辞めており従業員もいません。取引実績が4年間もない業者は、休眠会社であり、事業を適切に、かつ継続的して行うに足りる経理的基礎を有するとは認められません。</p>
		<p>3. 現在許可されている搬入の許容量に達していること</p> <p>平成17年度に搬入限度に達しており、搬入することができない状態にあります。当該事業者が県に提出した資料でも、残余容量は平成18年度で290m³であり、埋立量は平成18年度から平成22年度までの4年間でゼロとなっています。このことは、業者自身が埋め尽くされた処分場であることを自認しているものです。</p>
		<p>4. 収集運搬業の許可が失効していること</p> <p>当該業者の収集運搬業の許可是平成17年度に更新がなされず失効しています。したがって、当該業者の収集運搬車により搬入できる体制はありません。</p>
		<p>5. 新たな産業廃棄物の搬入を地域住民が認めていないこと</p> <p>1で示したとおり当該業者が適正な搬入をしなかったこと、及び、不法投棄されている産業</p>

		<p>廃棄物の全量撤去を実施しないことから、地域住民は業者に対して強い不信感をもっています。また、現存する堆積物において、木屑を含む堆積物の崩落や、土壤や河川への有害物質の流出等が懸念されている状態です。住民は、これ以上自然及び生活環境を脅かすような事態を避け、次世代にふるさとの豊かな自然を引き継いでいきたいと考えています。</p> <p>よって、当該許可の更新について、慎重な対応を求めます。</p>	
--	--	--	--

6. RDF 焼却・発電事業

1 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方

(1) RDF運営協議会あり方検討作業部会での協議状況

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方については、県と市町で構成するRDF運営協議会において、事業主体など13項目の課題について検討しているところであり、本年8月のRDF運営協議会理事会において、継続期間を平成32年度までの4年間とすることが確認されるとともに、事業主体や費用負担の考え方等については、早期に合意が得られるよう、引き続き協議を進めることとされました。

県としましては、平成29年度以降、県が事業主体となる場合には、一般廃棄物の処理が市町の責務であることやRDF化以外の処理方式を採用している市町との公平性等から、RDF処理に必要となる経費は市町にご負担いただきたいと考えており、これまでのRDF運営協議会においても、その旨を市町に対し、説明してきたところです。

一方、市町からは、県が事業主体となった上で、新たな費用負担を市町に求めないよう要望されており、10月7日に第13回あり方検討作業部会において協議しましたが、双方の意見には隔たりがあります。

【参考：今後必要となる経費の試算】

(単位：百万円、税込)					
	継続に伴う維持管理費の増額分 ※1	改修費	外部処理費 ※2	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度) ※3	1,887	495	34	720	3,136

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額(売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入)を差し引いた額
※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用
※3 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年

(2) 今後の対応

平成29年度以降の事業主体や費用負担等の問題については、本年度中に一定の方向を出すことで、市町と県が合意していることから、今後とも引き続き、RDF運営協議会の場を通じ、市町と協議してまいります。

2 平成28年度までのRDF焼却・発電事業の収支計画見直しと見直し結果に基づく処理委託料の増額協議

(1) 三重県RDF運営協議会総務運営部会での提案

RDF焼却・発電事業の平成28年度までの収支計画見直し案と見直し結果に基づく処理委託料の増額協議について、三重県RDF運営協議会総務運営部会を開催し、関係市町に次のとおり提案し協議を進めています。

① 収支計画の見直し（案）

RDF運営協議会総会(H20.11.6)決議では、平成20年度から28年度までの収支計画で見込まれる収支不足額を県と市町で折半するとともに、収支計画は3年ごとに見直すこととなっており、今年度はその収支計画を見直す年度となっています。

収支計画の見直し（案）では、見直された市町からの搬入見込み量は、現計画の90%程度にとどまるため、支出の削減に努めるものの、売電料など収入の減により、収支不足見込額は、現収支計画（平成20年度から28年度まで）の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円となります。これにより、市町負担額は、11.55億円（23.1億円の半額）となり、現行の9.5億と比べ約2.05億円増加する試算となります。

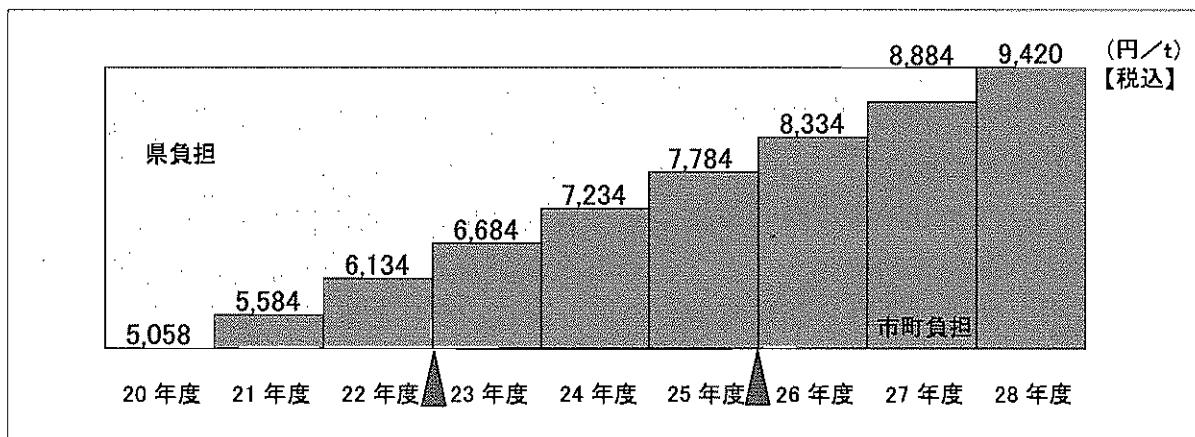
【参考：新たな収支試算に基づく収支見込み（平成20～28年度）】

（税抜き）

	現収支計画 (H20～H28)	見直し案 (H20～H28)	差額
RDF処理量	457,498 t	414,881 t	△42,617 t
収入	6,420百万円	5,906百万円	△514百万円
支出	8,321百万円	8,219百万円	△102百万円
損益	△ 1,901百万円	△ 2,313百万円	△412百万円

* RDF処理料金を5,058円／t（税込額。税抜額は、4,817円／t）として試算

【参考：現収支計画に基づく処理委託料（平成20～28年度）】



② 見直し結果に基づく平成23年度から28年度までの処理委託料（増額改定）について

現収支計画では、平成20年度5,058円/tから毎年550円/t程度を加算し、段階的に引き上げることによって、最終28年度が収支均衡単価である9,420円/tとなる処理委託料となっています。

市町負担額が11.55億円に増加することから、例えば、毎年923円/t程度を加算し、最終28年度が収支均衡単価である10,908円/t程度とする案など、複数の処理委託料（増額改定）の案を、市町に提案しています。

（2）今後の対応

引き続き、総務運営部会において、収支計画見直し案について検証を行い、処理委託料改定にかかる協議を進めていきます。

7. ごみゼロ社会実現プランの改訂中間案

1 ごみゼロ社会実現プラン

- (1) 「ごみゼロ社会実現プラン」(以下「ごみゼロプラン」という。)は、平成17年3月に、概ね20年先の将来を目途に、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし策定した、住民、事業者、行政など多様な主体が共有すべき取組の指針です。
- (2) ごみゼロプランは、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画（現在策定中）の一般廃棄物に関する取組を具体化するものです。
- (3) 本年度は、ごみゼロプランの策定から5年が経過し、また、プランに定める短期目標年度（2010年度）であることから、毎年実施している点検・評価や県民意識調査などの各種調査を参考にして、「ごみゼロプラン推進委員会」（構成：住民、事業者、NPO等団体、学識者、市町）と連携し、プランの改訂に取り組んでおり、中間案として取りまとめました。

2 今までの主な成果

ごみ減量化の数値目標に対する実績

指標名	2002年度 (基準年)	2009年度(速報値)	(トン/年)				
			2002年度比 (%)	短期目標 (2010)	中期目標 (2015)	最終目標 (2025)	
ごみ排出量	①家庭系ごみ	535,198	476,621	-10.9%	-6.0%	-13.0%	-30.0%
	②事業系ごみ	251,733	177,376	-29.5%	-5.0%	-13.0%	-30.0%
③資源としての再利用率		14.0%	13.3%	(-0.7)	21.0%	30.0%	50.0%
	再利用量	110,781	87,093				
④ごみの最終処分量	151,386	64,586	-57.3%	81,000	76,000	0	

① 家庭系ごみ排出量は、基準年（2002年度）と比べ10.9%の削減となり、短期目標を達成しています。

【要因】・鳥羽市、伊賀市及び名張市での家庭系ごみの有料化
・多くの市町におけるレジ袋の有料化などの取組 等

② 事業系ごみ排出量は、基準年と比べ29.5%の削減となり、既に中期目標を達成し、ほぼ最終目標に達しています。

【要因】・市町における事業系ごみ処理手数料の値上げ
・事業者自らの発生抑制の取組、景気の影響 等

③ 資源としての再利用率は、基準年と比べ0.7ポイントの減少となり、停滞気味です。

【要因】・民間リサイクル業者による古紙や金属等の直接収集量の増加
・市町の資源物収集場所からの持ち去り 等

④ 最終処分量は、基準年と比べ半分以下と大幅に減少し、中期目標を達成しています。

- 【要因】・ごみ焼却残さ（溶融スラグ、RDF焼却残さ）の資源利用
- ・容器包装リサイクル法によるプラスチック等の資源化 等

3 改訂にあたっての考え方と改訂中間案の概要（別紙）

（1）数値目標

これまでのごみ減量化等に関する取組成果や短期目標の達成状況などを踏まえ、中期目標、最終目標を見直します。

ごみ減量化の数値目標の改訂内容（中間案）

（トン／年）

指標名	2008年度 (確定値)	短期目標 (2010)	現行数値目標		改訂後数値目標		
			中期目標 (2015)	最終目標 (2025)	中期目標 (2015)	最終目標 (2025)	
ごみ排出量 (2002年度比)	①家庭系ごみ	-7.4%	-6.0%	-13.0%	-30.0%	-20.0%	-30.0%
	②事業系ごみ	-25.2%	-5.0%	-13.0%	-30.0%	-35.0%	-45.0%
③資源としての再利用率	14.4%	21.0%	30.0%	50.0%	22.0%	50.0%	
④ごみの最終処分量	69,664	81,000	76,000	0	55,000	0	

① 家庭系ごみ

【目標値の変更】中期目標： $\triangle 13\% \rightarrow \triangle 20\%$

【設定の考え方】家庭系ごみ有料化の実施や環境学習・環境教育の充実等

② 事業系ごみ

【目標値の変更】中期目標： $\triangle 13\% \rightarrow \triangle 35\%$ 最終目標： $\triangle 30\% \rightarrow \triangle 45\%$

【設定の考え方】事業系ごみ処理手数料の適正化や市町によるごみ排出事業者への指導の強化等

③ 資源としての再利用率

【目標値の変更】中期目標：30%→22%

【設定の考え方】生ごみの堆肥化に取り組むこととするも、近年の状況を踏まえ、設定

④ 最終処分量

【目標値の変更】中期目標：76,000トン→55,000トン

【設定の考え方】ごみ排出量の減量と焼却残さの資源利用の進捗等

（2）取組の基本方向

ごみゼロプランの目標を達成するための9つの基本方向については、引き続き、同じ方向で進めていきます。

ただし、「基本方向4の容器包装ごみの減量・再資源化」については、資源

としての再利用率が停滞していることから、より一層の容器包装リサイクル法に基づくごみの分別収集、再資源化の推進を図ることを追記しています。

また、「基本方向5の生ごみの再資源化」については、生ごみを地域で循環可能な資源としてとらえ、できるだけ地域で循環する取組の必要性を追記しています。

(3) 基本取組

ごみゼロプランの基本方向を具体化する基本取組については、「もったいない普及啓発運動の展開」を追加しています。また、基本取組の内容となる事例については、今までの取組の効果検証や県内外の先進事例の調査により、50以上の事例を新たに追加しています。

【新しい事例】

- ・食品ロスの削減に向けての取組
- ・水きり運動 など

4 今後のスケジュール

平成22年12月～平成23年1月 パブリックコメント・市町への説明
平成23年3月 議会報告、改訂ごみゼロプランの公表

【参考】

ごみゼロプラン推進委員会の開催状況(平成22年度)

	開催日	主な議題
第15回	平成22年5月25日	○県内のごみ処理状況について(平成21年度速報) ○平成21年度ごみゼロプラン推進モデル事業の実績報告について ○「ごみゼロ社会実現プラン」の見直しについて
第16回	平成22年7月9日	○「ごみゼロ社会実現プラン」改訂項目について ○平成22年度県民意識調査・事業者意識調査の結果報告について(速報値) ○平成22年度ごみ組成分析調査の結果報告について(速報値)
第17回	平成22年8月20日	○「ごみゼロ社会実現プラン」数値目標の見直しについて ○平成22年度ごみ減量等に関する先進事例調査結果報告について
第18回	平成22年9月6日	○「ごみゼロ社会実現プラン」改訂に係る中間報告素案について
第19回	平成22年11月19日	○「ごみゼロ社会実現プラン」改訂中間案について

ごみゼロプラン推進委員会 委員一覧

(H22.10.18現在)

	(ふりがな) 氏名	所属団体・役職等
県民	たかや みつこ 高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長
	たつた あきこ 立田 彰子	伊賀環境問題研究会
	はね いちこ 羽根 いち子	元 輪リサイクル思考・副代表 元 桑名市廃棄物減量・再資源化等推進審議会委員
事業者	にしむら とうぶ 西村 統武	マックスバリュ中部株式会社 執行役員総務部長
	はっとり しげき 服部 茂樹	北勢商事㈱代表取締役(三重県古紙卸協同組合理事長)
	のろ まさひこ 野呂 昌彦	井村屋グループ株式会社 内部統制室長
広域団体・NPO	うえむら しづこ 植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会长
	ながお かずまさ 長尾 計昌	34530会会长
	にい えんいち 新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事
	おおた こうじ 太田 浩司	三重県PTA連合会会长
学識者	いわさき やすのり 岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授
	かなや けん 金谷 健	滋賀県立大学教授 環境科学部環境政策・計画学科
	ひろせ ゆきお 広瀬 幸雄	名古屋大学大学院教授 環境学研究科環境政策論講座
市町	いなば かずみ 稲葉 和美	三重県清掃協議会会长(志摩市)
	かわさき りきや 川崎 力弥	三重県清掃協議会副会長(いなべ市)

ごみゼロ社会実現プランの体系

(現行数値目標→改訂後数値目標)

《プランの基本事項》
 (1)計画期間:2005~2025年度
 (平成17~37年度)
 (2)取組対象:家庭系ごみ及び事業系ごみ
 (一般廃棄物)
 (3)推進主体:県、市町及び県民
 ※県民とは、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など、「しあわせ創造県」に取り組む多様な主体の総称

基本理念

「ごみゼロ社会」の実現

数値目標

- ①ごみ排出量削減率
家庭系ごみ30%
事業系ごみ
30%→45%
(対2002年度実績)
- ②資源としての再利用率
50%
- ③ごみの最終処分量
0トン
- ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
100%
- ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
100%
- ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
100%
- ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率
100%

県内の現状

- ごみ処理に関する現状
- 県民の意識
- ごみの組成
- 事業者の意識
- 市町の取組と意向

- 取組の基本的な視点
- (1)意識・価値観・行動の転換
 - (2)取組に関する優先順位の明確化
 - (3)多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
 - (4)ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

- ・「ごみは適正に処理すれば良い」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ
- ・「燃える・燃えない」という分別から、「資源化できる・できない」という分別へ
- ・「効率性・経済性と環境保全はトレードオフの関係」という考え方から、「それらを両立させる」という考え方へ
- ・「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

基本方向

《発生・排出抑制》

- 1拡大生産者責任の徹底
- 2事業系ごみの総合的な減量化の推進
- 3リユース(再使用)の推進

《再資源化》

- 4容器包装ごみの減量・再資源化
- 5生ごみの再資源化

《環境と経済の好循環創出》

- 6産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
- 7公正で効率的なごみ処理システムの構築

《気運醸成・文化形成》

- 8ごみ行政への県民参画と協働の推進
- 9ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

基本取組

拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討

拡大生産者責任に基づく取組の推進

事業系ごみ処理システムの再構築

事業系ごみの発生・排出抑制

事業系ごみの再利用の促進

不用品の再使用の推進

リターナブル(リユース)容器の普及促進

リースやレンタルの推進

モノの長期使用の推進

容器包装リサイクル法への対応

容器包装の削減・簡素化の推進

生ごみの堆肥化・飼料化

生ごみのエネルギー利用

生ごみの生分解性プラスチック等への活用

ローカルデポジット制度の導入

障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進

ごみゼロに資する地域活動の活性化促進

民間活力を生かす拠点回収システムの構築

サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル

埋立ごみの資源としての有効利用の推進

ごみ処理の有料化等経済的手法の活用

廃棄物会計等の活用促進

地域密着型資源物回収システムの構築

地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進

住民参画の行動計画づくり

レジ袋削減・マイバッグ運動の展開

ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進

情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化

もったいない普及啓発運動の展開

環境学習・環境教育の充実

ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

推進方策

1 短期・中期の目標設定

- ①ごみ排出量削減率

家庭系ごみ6%(2010) 13%→20%(2015)

事業系ごみ5%(2010) 13%→35%(2015)

- ②資源としての再利用率

21%(2010) 30%→22%(2015)

- ③ごみの最終処分量

81,000t(2010)

76,000t→55,000t(2015)

- ④ものを大切に長く使おうとする県民の率

80%(2010) 90%(2015)

- ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率

60%(2010) 90%(2015)

- ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率

60%(2010) 90%(2015)

- ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率

90%(2010) 100%(2015)

2 プラン推進のマネジメント

- 各主体の役割に応じた取組の推進

- 各主体間の連携・協働

- 全県的な推進体制の確立

3 プランを取り巻く諸課題

- 再利用の困難なものの有効利用

- 災害時等の適正処理の確保

- 一般廃棄物と産業廃棄物との区分

- 不法投棄対策

- 取組の計画的、段階的な推進

- 現行法制度上の制約等への対応

県の行動計画

1 県の役割

2 県の主な取組

- ・ごみゼロ社会実現プランの周知、啓発

- ・県庁舎等におけるごみ減量化の取組

- ・推進のマネジメント

- ・モデル事業等の実施とその成果の普及

- ・市町、事業者等への支援等

- ・広域的な取組の推進

- ・政策提言、要望

3 ごみ処理施設の整備の方向

8. 桑名市における環境汚染対策

8-1. 桑名市五反田事業

1 経緯

平成 13 年 6 月から汚染地下水の拡散防止及び地下水浄化の措置を講じ、平成 19 年度末までに目標レベルまでの地下水浄化を達成し、それ以後、管理を継続しています。

しかしながら、平成 21 年 11 月末に新たに環境基準に追加された 1,4-ジオキサンについて、平成 22 年 3 月 25 日に不法投棄地及びその周辺地下水が汚染されていることが判明しました。

2 緊急対策

緊急対策として汚染地下水の揚水による拡散防止と揚水した汚水の浄化を行うこととしています。

対策事業を実施するにあたり国に対し、産廃特措法に基づく財政支援を求めていきます。

【事業概要】

事業実施期間 平成 23 年度～平成 24 年度

事業の内容 1,4-ジオキサンを処理するための水処理施設の改良・補修
不法投棄地内等の地下水の揚水・浄化

事業費 3 億 5 千 2 百万円

【国による支援措置の内容】

事業費の 90% に起債が充当され、元利償還金の 50% に交付税措置

【国への支援要請状況】

平成 22 年 10 月 4 日 産廃特措法に基づく支援を得るため特定支障除去等
実施計画（案）を国へ提出

平成 22 年 12 月 14 日 国による行政対応検証に関するヒアリングの実施

平成 22 年 12 月 21 日 国による技術審査の実施

平成 23 年 2 月 大臣同意（見込み）

3 今後の対応

- (1) 緊急対策については、平成 23 年度に速やかに水処理施設の改良を行い、同年度末までには地下水の揚水・浄化を開始できるよう取り組みます。
- (2) 緊急対策は汚染拡散防止の措置であり、地域住民の安全確保のためには、緊急対策に引き続き恒久対策として汚染源の除去等の追加措置が必要となります。

現在、恒久対策の技術的な検討について、北海道大学に委託し、具体的な工法等について研究しているところであり、今後、技術的にも経済的にも合理的な手法について検討を行い、対策を進めていきます。

8-2. 桑名市源十郎新田事案

1 概 要

平成22年10月6日、桑名市五反田地内員弁川左岸の油回収井戸で、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が検出されました。

このため、拡散防止の応急対策としてオイルフェンスを敷設しており、現在、汚染範囲の特定と緊急対策の工法検討などを目的として汚染状況の調査を行っています。

2 経 緯

- (1) 平成19年に通報のあった油分滲出箇所の周辺には、石油精製会社（A社）が昭和48年から平成5年まで最終処分場として使用していた土地があり、また、処分場として使用される以前にも廃棄物の埋立行為が行われた可能性があります。
- (2) A社は県の要請により油流出防止対策として、平成19年11月から平成20年12月にかけて矢板の設置、仮防油堤補強工事、油回収井戸の設置を行い、油の回収を平成22年3月末まで自主的に行ってきました。
- (3) しかしながら、A社は当該油分については自社が埋め立てたものではなく、これ以上の対応は困難であるとして、平成22年4月以降、県がA社に代わって回収作業を継続して実施しています。
- (4) これまでのところ、汚染周辺でPCBを含んだ廃棄物の投棄があったことを示す情報は得られていません。

3 PCB等の検出状況

(1) 油回収井戸等

汚染箇所の油回収井戸及び既存採取管（別添図参照）の油中PCB検出濃度は次のとおりです。

表：PCB検出濃度（平成22年9月22日採取）

採 取 箇 所	測定結果
藤川側油回収井戸(油採取地点A)	680mg/kg
員弁川側油回収井戸(油採取地点B)	540mg/kg
旧処分場内採取管(油採取地点C)	14mg/kg

※ 特別な管理を要する廃棄物（PCB廃棄物）の基準は封入された絶縁油では0.5mg/kg

(2) 周辺の河川

汚染判明以後、定期的（月1回）に員弁川及び当該現場付近で合流する藤川の河川水の水質調査を行っています。

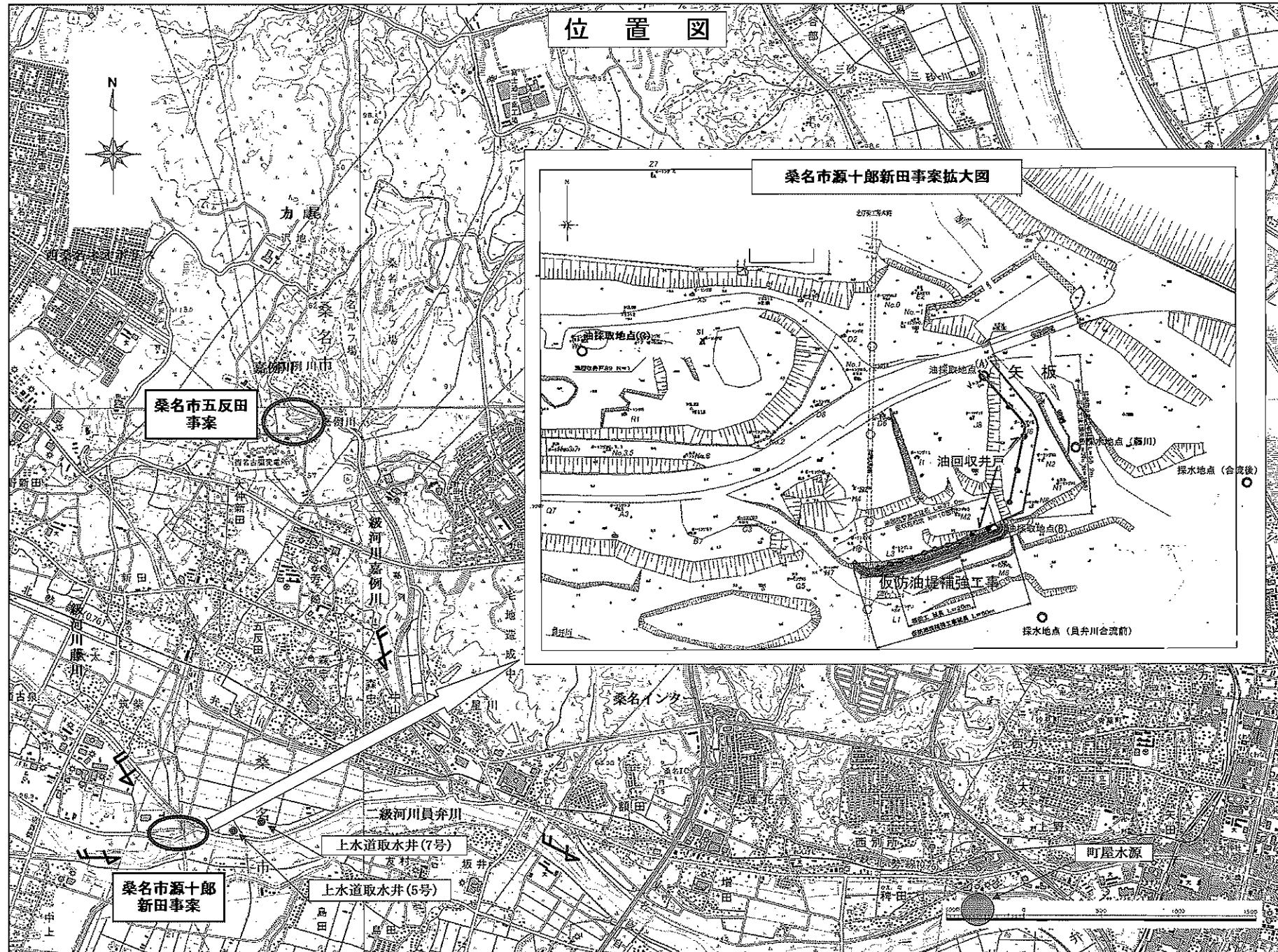
これまでの調査では、PCBは検出されていません。また、他の有害物質についても環境基準を満足しています。

4 現在の対応

- (1) 汚染判明以後、応急対策としてオイルフェンスの敷設により油分流出防止を強化し、油膜の状況を毎日確認して必要に応じ回収を行っています。
- (2) 回収した油については、現在、保管施設において適正に保管しています。
- (3) 三重県グリーンニューディール基金を活用して、11月22日から汚染の程度や範囲を確認するためのボーリング調査に着手しました。

5 今後の対応

ボーリング調査の結果を踏まえて、汚染の拡散を防止するための緊急対策を速やかに実施することとしています。緊急対策の工法決定に当たっては、学識経験者の意見等を聴いた上で、効果的な対策を実施します。また、併せて恒久対策についても検討を進めます。



9. みえ公共建築物等木材利用方針（案）

1 方針策定の背景

- ・平成22年5月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。
- ・平成22年10月、農林水産大臣及び国土交通大臣により「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。

2 方針の位置づけ

- ・法第8条第1項において、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる」と規定していることを受け、本方針を策定するものです。

3 方針の概要（県の取組）

- (1) 建築基準法その他の法令で耐火建築物とすることが求められていない低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。
- (2) 「三重の木」や「あかね材」など県産材を原則として使用する。
- (3) 市町や民間の整備する公共性の高い施設への木材利用を促進する。
- (4) 公共工事においても間伐材や木製品を積極的に利用する。 等

4 今後の取組

- ・市町に対して説明会を行い、木材利用方針の策定を促します。
- ・民間の学校や老人ホームなど公共性の高い施設を整備する事業者にも木造化や内装等の木質化を働きかけます。
- ・建築事業者や設計士等に対し、「三重の木」認証材、「あかね材」認証材の特性や大型木造建築物に関する事例などの情報提供を行い、県産材の利用を促進します。

「みえ公共建築物等木材利用方針（案）」の概要

この方針は、県内で整備される公共建築物、及び、県内で実施される公共工事の木材利用の促進に対し必要な事項等を定める。

第1 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

地方公共団体が整備するもののほか、民間事業者が整備する学校、社会福祉施設など公共性の高い建築物を対象とする。

2 木材利用の促進のための施策の具体的方向

建築材料としての木材の利用のほか、外構工事及び、机、いすなど各種製品の原材料や暖房などのエネルギーとしての木材利用を促進する。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

建築基準法等で耐火建築物とすることが求められていない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進する。ただし、災害応急対策活動、治安上の目的などから木造化になじまない施設は除外する。

第2 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木材利用の目標

- ①低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。
- ②県民の目に触れる機会が多い部分を中心に内装等の木質化を推進する。
- ③原則として県産材を使用するものとし、「三重の木」認証材や「あかね材」認証材を優先使用する。

2 取組結果の公表

年1回、木材利用の目標達成に向けた取組状況を取りまとめ、公表する。

第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物の利用に適した木材の、低コストかつ円滑な供給体制の整備に取り組む。

2 県の責務

品質・性能の高い木質部材の生産・供給、木材を利用した建築工法等に関する技術の開発等を促進する。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 県が実施する公共工事における木材利用

自ら実施する公共工事において、間伐材及び木製品を積極的に利用する。

2 公共建築物等を整備する者への要請

県は、市町及び公共建築物等を整備する者に対して、木材の利用を要請する。

3 P R 及び普及

県は、整備した公共建築物等のP R 及び木材の普及に努める。

4 コスト面で留意すべき事項

建設コスト、維持管理コストや解体・廃棄コストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、木材利用に努める。

みえ公共建築物等木材利用方針（案）

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、県内に整備される公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、県内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるとともに、県内で実施される公共工事における木材の利用の促進に対し必要な事項等を定める。

第1 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、県内に整備される、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のようない建築物が含まれる。

（1）地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

（2）国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギーとしての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

（1）建築材料としての木材の利用の促進

3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、木質化を促進するものとする。

（2）建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギーとしての木材の利用の促進

公共建築物の外構工事に当たっては、木材を積極的に利用するものとする。

また、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものを利用を図るものとする。

なお、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイ

オマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

(1) 木造化を促進する公共建築物

公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用するのをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用するのをいう。

第2 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木材利用の目標

(1) 建築材料としての木材の利用の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、第1の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、木造・非木造にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化を推進するものとする。

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギーとしての木材の利用の目標

県は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した製品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 木材の調達の目標

県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものし、「三重の木」認証材や「あかね材」認証材を優先して使用する。併せて、その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、みえ・グリーン購入基本方針に規定する基本調達品目に該当するものについては、原則としてすべてのものをその判断基準を満たすものとすることを目標とする。

2 取組結果の公表

県は、1の県が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他のこの方針に基づく公共建築物における木材の利用の推進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめるとともに、公表するものとする。

（注）この方針において「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品とし、「あかね材」とは、スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品とする。

第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における木材の利用の促進を図るためにには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

1 木材の供給に携わる者の責務

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における県産材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

2 県の責務

県は、国と連携し、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用を図るものとする。

また、県は、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が行う強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する

研究及び技術の開発などを促進するものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 県が実施する公共工事における木材利用

県が実施する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用に当たっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

2 公共建築物等を整備する者への要請

県は、市町及びその他公共建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する公共工事において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

3 PR及び普及

県は、多くの県民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、その整備した公共建築物等のPR及び木材の普及に努めるものとする。

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

また、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

附則

この方針は、平成22年 月 日から適用する。

10. 特定鳥獣保護管理計画（案）

1 ニホンジカ及びイノシシの現状とこれまでの取組

(1) ニホンジカ

第2期ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画により、平成19年度から狩猟による捕獲数や有害捕獲許可頭数の制限を緩和しており、捕獲実績は、平成18年度の6,471頭から、平成21年度には10,979頭と大幅に増加しています。

しかし、ニホンジカによる農林業被害は、依然として増加しており、平成21年度には3億4千6百万円になっています。

(2) イノシシ

イノシシについては、平成19年度から有害捕獲の許可頭数の制限を緩和しており、捕獲実績も平成18年度の5,978頭が平成21年度には7,434頭に増加していますが、農林業被害は依然として高い水準のまま推移しており、平成21年度の農林業被害は1億5千百万円となっています。

農林業被害額

(単位：百万円)

区分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ニホンジカ	198	201	248	350	346
イノシシ	80	76	147	126	151

2 特定鳥獣保護管理計画の変更及び策定

鳥獣保護法では、特定鳥獣保護管理計画によって、法令で定める制限を緩和し、その個体数の調整を行うことができるようになっています。

このため、ニホンジカ、イノシシについて法令で定める狩猟期間を超える猟期の延長を盛り込んだ計画の変更、策定を行います。

3 特定鳥獣保護管理計画の概要

別紙のとおり

4 今後の取組

計画案については、本年12月15日に関係者（団体）を対象に公聴会を開催し、12月21日に自然環境保全審議会への諮問を予定しています。

狩猟期間の延長について、関係団体（猟友会）を通じて各狩猟者への周知を行い、狩猟による一層の捕獲を促進します。

第2期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ） (計画期間：H19～H23) 変更(案)の概要

1 保護管理目標

- (1) 現行計画では、計画策定時の推定生息数約 53,000 頭でしたが、現状の推定頭数が約 77,000 頭に増加しており、現状の取組では、個体数調整が進んでいないことが明らかになりました。
- (2) このため、計画期間内ではありますが、次期計画の策定も視野に入れ捕獲目標を変更し、目標頭数を計画策定時の推定生息数を下回るようにし、被害額も現行計画策定時の状況までに抑えることとします。

2 捕獲計画

保護管理目標を達成するために、狩猟期間と捕獲目標を以下のように変更します。

(1) 狩猟期間の延長

ニホンジカの狩猟期間「11月15日から2月15日まで」を1か月間延長し、「11月15日から3月15日まで」とします。

(2) 捕獲目標

第2期ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の捕獲目標を5年間で33,600頭から45,900頭に変更します。

主な変更内容		変更前	変更後
・狩猟期間	1ヶ月延長	11/15～2/15	→ 11/15～3/15
・捕獲目標	H22年度	6,100頭	→ 12,200頭
	H23年度	6,000頭	→ 12,200頭
	5ヶ年計	33,600頭	→ 45,900頭

ニホンジカ捕獲頭数の推移（狩猟+有害捕獲） (単位：頭)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
捕獲数	4,670	6,289	5,502	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979

別 紙

特定鳥獣保護管理計画（イノシシ） (計画期間：H22～H23)（案）の概要

1 保護管理目標

イノシシに関しては、現在、生息密度や個体数を推定する科学的な調査手法が確立されていないことから、保護管理の目標を、農林産物被害額を過去10年間で一番低い額である7千6百万円までに抑えることとします。

イノシシによる農林業被害額の推移 (単位：百万円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
被害額	93	78	115	126	146	80	76	147	126	151

2 捕獲計画について

イノシシによる被害を軽減させるために、捕獲計画は次のとおりとします。

(1) 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間「11月15日から2月15日まで」を1か月間延長し、「11月15日から3月15日まで」とします。

このことにより、直近過去3年間の狩猟による捕獲頭数の平均頭数(5,147頭)の約1.3倍にあたる6,700頭の捕獲が期待されます。

(2) 有害鳥獣捕獲

イノシシによる農林業被害を防止するため、有害捕獲が実施されており、その許可権限は市町に移譲されていますが、対象区域や時期等を勘案し、適切に許可されるものとします。

イノシシ捕獲頭数の推移 (単位：頭)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
狩猟	2,921	3,591	5,423	5,323	5,142	4,077	4,720	4,768	5,722	4,952
有害	466	469	790	946	1,059	1,034	1,258	1,523	2,540	2,482
計	3,387	4,060	6,213	6,269	6,201	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434

3 その他計画の主な内容

- (1) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- (2) 被害防除対策に関する事項
- (3) モニタリング等の調査研究に関する事項
- (4) 計画の実施体制に関する事項

11. 審議会等の審議状況（平成22年9月15日～平成22年11月24日）

(環境森林部)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会
2 開催年月日	平成22年11月17日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 向井 征二 委員 市川 吉則 他11名
4 質問事項	三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	三重県地球温暖化対策実行計画（中間案）について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

2 三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年10月22日（第2回）
3 委員	委員長 萩原 彰（三重大学教育学部教授） 委員 土田 繁 他3名
4 質問事項	三重県環境学習情報センター指定管理者ヒアリング審査及び最終審査について
5 調査審議結果	三重県環境学習情報センター指定管理者ヒアリング審査及び最終審査を実施し、指定管理候補者を選定した。
6 備考	

3 三重県公害事前審査会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会
2 開催年月日	平成22年9月28日
3 委員	会長 澤田 善秋 委員 武本 行正 他6名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	会長に澤田委員、副会長に武本委員を選出した。
6 備考	

4 三重県公害事前審査会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会 小委員会
2 開催年月日	平成22年10月1日
3 委員	委員長 澤田 善秋 委 員 桑野 園子
4 質問事項	(株)カナオカ関西工場の新設計画
5 調査審議結果	既存工場の現地調査を行った。 事業者からの事業計画と公害防止計画（大気・水質・騒音等）の説明を受けた後、主に大気（悪臭）関係について質疑応答を行った。
6 備考	審査結果を受けて、伊賀市長に対して答申を行った。

5 三重県公害事前審査会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会 小委員会
2 開催年月日	平成22年10月5日
3 委員	委員長 武本 行正 委 員 成瀬 治興
4 質問事項	(株)クラフトワークゆめが丘工場の新設計画
5 調査審議結果	既存工場の現地調査を行った。 事業者からの事業計画と公害防止計画（大気・水質・騒音等）の説明を受けた後、主に騒音関係について質疑応答を行った。
6 備考	審査結果を受けて、伊賀市長に対して答申を行った。

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年10月7日
3 委員	会 長 高橋 正博 委 員 芹沢 俊介 他10名
4 質問事項	三重中央開発株式会社管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について
5 調査審議結果	質問事項について環境影響評価の2回目の審議を行った。 今後、委員会調査審議結果（答申）をとりまとめることになった。
6 備考	答申日（10月27日）

7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年10月26日
3 委員	会長 高橋 正博 委員 芹沢 俊介 他10名
4 諮問事項	青山高原ウインドファーム風力発電増設事業に係る環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	諮問事項について環境影響評価の3回目の審議を行った。 今後、委員会調査審議結果（答申）をとりまとめることになった。
6 備考	答申日（11月16日）

8 三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年10月13日（第2回）
3 委員	委員長 河邊 毅寿（公認会計士） 委員 赤木 邦男 他5名
4 諮問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者ヒアリング審査及び最終審査について
5 調査審議結果	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者ヒアリング審査及び最終審査を実施し、指定管理候補者を選定した。
6 備考	

9 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成22年11月24日
3 委員	会長 加治佐 隆光 委員 伊藤 千鶴 他8名
4 諮問事項	みえ生物多様性地域戦略（案）について
5 調査審議結果	みえ生物多様性地域戦略（案）について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	